

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

有価証券のクロス取引

Q : 法人の有価証券のクロス取引について通達が公表されたと聞いたのですが、どのような内容でしょうか。

A : 改正法人税基本通達で、有価証券のクロス取引は売却として取り扱わないことが明らかにされました。

【解説】

先ごろ公表された改正法人税基本通達では、同一の有価証券（売買目的有価証券を除きます）が売却直後に購入された場合に、その売却先から売却をした有価証券の買戻し又は再購入をする同時の契約があるときは、その売却した有価証券のうち、買戻し又は再購入した部分は、その売却がなかったものとして取り扱うこととしています。この場合、同時の契約がない場合でもこれらの契約があらかじめ予定されたもので、かつ、売却価額と購入価額が同一となるような売買価額が設定されているときなどは同時の契約があるものとして取り扱うこととしています。

クロス取引については、企業会計上も売買とは認められておらず、今回の通達改正は、会計上の取扱いに平仄を合わせる形となっています。

この通達は、平成12年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税に係るクロス取引から適用されます。ちなみに、所得税法上は、市場を通じた売買等に限ってクロス取引が認められていますが、この取扱いに変更はありません。

